

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課) 35
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課) 35
○土地改良法による道営換地計画の決定.....	(農業施設管理課) 35
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課) 35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 36
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課) 36
○土砂災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課) 36
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課) 37
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(建築整備課) 39
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	43
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件).....	43

告 示	
北海道告示第613号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江差土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。	
平成29年10月24日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日
就 任	平成29.10. 7
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
理事・監事の別	氏 名 住 所
理 事	佐 藤 幸 男 檜山郡江差町字水堀町122番地
同	塚 本 眞 同 江差町字越前町263番地
同	栗 田 功 同 江差町字鹹川町800番地
同	長 尾 徹 同 江差町字中網町48番地
同	小笠原 裕 章 同 江差町字水堀町343番地
同	近 藤 和 彦 同 江差町字小黒部町83番地

同	同	監	事	佐 藤 弘 志 同	江差町字水堀町210番地
同	同	同		吉 田 政 彦 同	江差町字小黒部町189番地
退 任	平成29.10. 6	理	事	佐 藤 幸 男 同	江差町字水堀町122番地
同	同	同		糸 畑 勝 彦 同	江差町字中網町123番地
同	同	同		栗 田 功 同	江差町字鹹川町800番地
同	同	同		小笠原 道 昭 同	江差町字水堀町344番地
同	同	同		近 藤 和 彦 同	江差町字小黒部町83番地
同	同	同		鈴 木 朝 雄 同	江差町字越前町146番地
同	同	監	事	佐 藤 弘 志 同	江差町字水堀町210番地
同	同	同		吉 田 政 彦 同	江差町字小黒部町189番地

北海道告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（東中南地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成29年10月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第615号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、長沼町西長沼西地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成29年10月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成29年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|-------------|----------------------------|
| 1 | 保安林の所在場所 | 白糠郡白糠町庶路83の1（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 指 定 の 目 的 | 土砂の流出の防備 |
| 3 | 指 定 施 業 要 件 | |

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浜中町役場の掲示場に掲示した。

平成29年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第601号
- 2 所在が不明な者 赤羽根 文造、安藤 泰司、工藤 守、小林 富蔵、佐藤 由美子、相馬 要松、相馬 要三郎、馬場 弘、松舘 留蔵

北海道告示第619号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊富温泉（6－36－369）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
天塩郡豊富町字上サロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
本流（6－37－370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
天塩郡豊富町字下エベコロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
福士の川（Ⅱ－12－0580）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
島牧郡島牧村字本目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
厚瀬川（Ⅱ－12－0600）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
島牧郡島牧村字港（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供す

る。)

北海道告示第620号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
豊富温泉（I－6－58－2393）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
天塩郡豊富町字上サロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧本目2（I－1－476－1013）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字本目、字折川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧本目3（I－1－477－1014）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字小川、字本目、字折川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧本目5（I－1－479－1016）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

島牧郡島牧村字本目、字小川（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧港1（I－1－480－1017）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字港、字本目、字小川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧港3（I－1－481－1018）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字港、字小川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧栄磯1（I－1－482－1019）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧栄磯2（I－1－483－1020）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧豊浜1（Ⅰ－1－484－1021） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字豊浜、字軽臼岱（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧豊浜2（Ⅰ－1－485－1022） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字豊浜、字軽臼岱（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧本目1（Ⅱ－1－216－769） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字本目、字折川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧港2（Ⅱ－1－217－770） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字港、字小川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	島牧港4（Ⅱ－1－218－771） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字港、字小川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧港5（Ⅱ－1－219－772） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字港（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧港6（Ⅱ－1－220－773） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字港（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧栄磯3（Ⅱ－1－221－774） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 島牧栄磯4（Ⅱ－1－222－775） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり）
--	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 蛭名の川（Ⅱ－12－0590） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字港（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宮本の川（Ⅱ－12－0610） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中浜の川（Ⅱ－12－0620） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小林の川（Ⅱ－12－0630） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 太田の川（Ⅰ－12－0650） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三浦沢川（Ⅱ－12－0660） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 島牧郡島牧村字栄磯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第621号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年10月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア(ア) 工 事 名 北海道議会庁舎改築その他工事（1工区） イ(イ) 工事概要 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階 免震構造 延床面積 19,231.31㎡のうち 10,657.75㎡ イ(ア) 工 事 名 北海道議会庁舎改築その他工事（2工区） イ(イ) 工事概要 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階 免震構造 延床面積 19,231.31㎡のうち 8,573.56㎡（地下連絡通路 71.06㎡を含む。）
--	--

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成32年1月31日まで
- (4) 履 行 場 所 札幌市
- (5) 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価落札方式（標準型）の試行工事である。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は、競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は、毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体であって、次の要件を満たしていること。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件
 - ア 発注工事に対応する平成29年北海道告示第16号に規定する建築工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
 - イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ウ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい

ないこと。

- オ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、960点以上であること。ただし、共同企業体の代表者は、1,100点以上であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- ク 過去20年間（平成9年度以降）に、元請として施工した次の実績を有すること。ただし、構成員の数が3社の場合は、構成員の2社以上がこの要件を満たすこととする。
 - (ア) 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13に規定する公共法人、建設業法施行規則（昭和24年省令第14号）第18条に規定する法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合
 - (イ) 構 造 非木造
 - (ウ) 面 積 1の(1)のア 10,000㎡以上
1の(2)のイ 8,500㎡以上
 - (エ) 階 数 6階以上
 - (オ) 種 類 新築・改築・増築又は改修（リモデルに限る。）工事
- ケ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- シ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。
- (2) 特定建設工事共同企業体の要件
 - ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
 - イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
 - ウ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
 - エ 構成員の組合せは、北海道における建築工事の競争入札参加資格の格付が最上位等級に格付されている者同士の組合せであること。
 - オ 共同企業体の代表者は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が構成員中最高で最大の施工能力を有する者であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。
 - カ 入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以

下「標準案」という。)の内容について、当該標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案(以下「技術提案」という。)を行うこと。

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に係る書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。
- (2) 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加する場合(以下「紙参加」という。)は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して紙により提出しなければならない。
- (3) 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合(北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。)は、電子入札システムにより持参提出通知書を提出の上、持参添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(4) 電子システムによる提出期間

平成29年10月24日(火)午前9時から同年11月6日(月)午後5時まで(電子入札システムが運用していない時間を除く。)

(5) 紙による提出期間等

ア 提出期間 平成29年10月24日(火)から同年11月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建築局建築整備課事業調整グループ

ウ 提出方法 持参又は送付により提出すること。

5 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書(以下「申請書等」という。)を紙により提出しなければならない。

- (1) 提出期間 平成29年10月24日(火)から同月31日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

なお、申請書等提出期限の日以降、申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建設工事共同企業体の決定及び競争参加資格確認申請を行う場合並びに残余の構成員が単独で競争参加資格確認申請を行う場合においては、同年11月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時までとし、申請に係る申請書等の提出

出期限と競争参加資格確認申請書等の提出期限は、同日とする。

- (2) 提出場所 4の(5)のイに同じ。

- (3) 提出方法 持参又は送付により提出すること。

6 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成29年11月10日(金)までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

なお、5の(1)のなお書きによる申請に係る審査については、同月10日(金)までに書面により通知する。

7 契約条項を示す場所

4の(5)のイに同じ。

8 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

- (2) 入札書の提出期間等

平成30年1月5日(金)午前9時から同月10日(水)午後3時まで(電子入札システムが運用していない時間を除く。)。ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を同封し、封筒に「北海道議会庁舎改築その他工事(1又は2工区)入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

- (3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

- (4) 開札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局入札室

(5) 開 札 日 時 平成30年1月11日(木) 午前10時

9 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 契 約 保 証 金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

12 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交 付 期 間 平成29年10月24日(火)から同年11月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成29年10月24日(火)午前9時から同年11月6日(月)午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を含む。)とする。

(2) 交 付 場 所 4の(5)のイに同じ。

なお、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト<https://www.idc.e-harp.jp/>」(北海道のホームページにリンク)

(3) 交 付 方 法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費 用 無料とする。

13 送 付 に よ る 入 札

認める。

14 落札者の決定方法等

(1) 入札参加資格を有するものと認めた者は、「標準型総合評価落札方式実施要領」に定める項目について技術提案を行わなければならない。

(2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、政

令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、技術提案が適正と認められなかった入札参加希望者については、標準案及び当該標準案により積算した価格をもって入札しなければならない。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案が、標準案及び「落札者決定基準」において示す全ての必須要件を満たしていること。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

15 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約の締結を行わない。

16 契 約 書 作 成 の 要 否

必要とする。

17 予 定 価 格 等

(1) 予 定 価 格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

18 そ の 他

(1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(3) 開札の時(落札者の決定前まで)において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 入 札 書 記 載 金 額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、共同企業体の構成員の一部に免税事業者がいるとき

は、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (6) 技術提案は、競争入札参加資格確認通知書（紙参加の場合は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書）の通知後に受け付ける。 (7) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。 (8) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。 また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。 (9) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道建設部建築局建築整備課事業調整グループ イ 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目 ウ 電 話 番 号 011-231-4111（内線29-884） (10) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (11) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (12) この入札の執行は、公開する。 (13) 詳細は、入札説明書による。 19 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Reconstruction and other construction work of the Hokkaido Legislative Assembly facilities, a steel-framed and partially reinforced concrete building with 6 stories above the ground and one basement floor, with quake-absorbing structure The total floor area is 19,231.31㎡ a Section 1, 10,657.75㎡ b Section 2, 8,573.56㎡ (including the underground connecting passageway with an area of 71.06㎡) B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 11, 2018 C Contact point for the notice : Building Construction Division, Bureau of Public Buildings, Department of Construction, Hokkaido Government Address : Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 (Ext. 29-884)	北海道オホーツク総合振興局告示第150号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年10月24日 北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一 - 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（2.2m／2,300 t 級） 1 台（ロータリ除雪車（280ps級） 1 台と交換） - 落札を決定した日 平成29年10月13日 - 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ナラサキ産業株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 - 落札金額 45,360,000円 - 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 - 一般競争入札の公告 平成29年月9月1日付け北海道オホーツク総合振興局告示第125号 - 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目
総合振興局告示及び振興局告示	道 立 病 院 局 告 示 北海道道立病院局告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年10月24日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 - 落札に係る物品等の名称 注射薬（オキサロール注2.5μG） - 落札を決定した日 平成29年9月15日 - 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社モロオ (2) 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50

- 4 落札金額
8,887円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年8月4日付け北海道道立病院局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道道立病院局告示第7号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年10月24日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

- 1 随意契約に係る物品等の名称
内服薬（ラコールN F 配合経腸用液）ほか136品目
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成29年9月22日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 4の(1)から(39)まで
- ア 氏 名 株式会社スズケン
- イ 住 所 愛知県名古屋市東区東片端町8番地
- (2) 4の(40)から(84)まで
- ア 氏 名 株式会社ほくやく
- イ 住 所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5
- (3) 4の(85)から(127)まで
- ア 氏 名 株式会社モロオ
- イ 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50
- (4) 4の(128)から(132)まで
- ア 氏 名 東邦薬品株式会社
- イ 住 所 東京都世田谷区代沢5丁目2番1号
- (5) 4の(133)から(135)まで
- ア 氏 名 株式会社メディセオ
- イ 住 所 東京都中央区八重洲2丁目7番15号
- (6) 4の(136)から(137)まで

ア 氏 名 株式会社恒和薬品

イ 住 所 福島県郡山市喜久田町卸一丁目46番地1

- 4 随意契約に係る契約金額
- | | |
|---|----------|
| (1) ラコールN F 配合経腸用液 | 3,230円 |
| (2) ラコールN F 配合経腸用半固形剤 | 5,236円 |
| (3) デパケンR錠200MG | 14,776円 |
| (4) プレスパ錠200MG | 62,000円 |
| (5) ザイボックス錠600MG | 97,400円 |
| (6) ティーエスワン配合カプセルT20 | 27,664円 |
| (7) ラミクタール錠25MG | 10,426円 |
| (8) エネーボ配合経腸用液 | 4,100円 |
| (9) アミティーザカプセル24μG | 13,993円 |
| (10) ビーフリード輸液（500ML 1キット×20キット（ソフトバッグ）） | 7,429円 |
| (11) エルカルチンF F 静注1000MG | 8,501円 |
| (12) マキサカルシトール静注透析用5μG「ファイザー」 | 5,875円 |
| (13) ジェノトロピンゴークイック注用5.3MG | 32,450円 |
| (14) ジェノトロピンゴークイック注用12MG | 79,862円 |
| (15) ザイボックス注射液600MG | 65,985円 |
| (16) リプレガル点滴静注用3.5MG | 325,460円 |
| (17) アロキシ静注0.75MG | 64,984円 |
| (18) アブラキサン点滴静注100MG | 43,636円 |
| (19) オキサロール注5μG | 11,500円 |
| (20) エスラックス静注50MG／5.0ML | 9,381円 |
| (21) ブリディオ静注200MG | 89,800円 |
| (22) （毒）ボトックス注用100単位 | 74,784円 |
| (23) ゲムシタピン点滴静注用1G「ヤクルト」 | 8,606円 |
| (24) ヒューマトローブ注射用12MG | 71,200円 |
| (25) グルカゴン注射用1単位「F」 | 1,537円 |
| (26) イオプロミド300注シリンジ100ML「FRI」 | 26,720円 |
| (27) イオプロミド370注シリンジ100ML「FRI」 | 30,760円 |
| (28) ヘパリンナトリウム注N5千単位／5ML「AY」 | 1,351円 |
| (29) アナベイン注7.5MG／ML | 9,886円 |
| (30) ゴラデックスLA10.8MGデボ | 54,650円 |
| (31) ゼプリオン水懸筋注75MGシリンジ | 35,430円 |
| (32) リスパダールコンスタ筋注用25MG | 21,105円 |

33) イオパミロン注370シリンジ	33,610円	68) サブラッド血液ろ過用補充液 B S G	5,092円
34) オムニパーク350注100m L	29,360円	69) プレセデックス静注液200 μ G 「マルイシ」	22,730円
35) オムニパーク350注50m L	16,638円	70) ファンガード点滴用50MG	58,900円
36) オムニパーク350注シリンジ100m L	34,044円	71) セファメジン α 注射用 1 G	2,971円
37) オムニパーク300注シリンジ100m L	29,377円	72) アドベイト注射用1500	98,455円
38) キイトルーダ点滴静注100m g	375,180円	73) ヘパリン N A 透析用250単位／ML シリンジ20ML 「ニプロ」	8,486円
39) グロウジェクト B C 8mgホルダー変更品	58,700円	74) カーミパック生理食塩液 L	1,384円
40) サムスカ錠7.5MG (7.5MG／錠 P T P 10錠×10)	113,100円	75) Dドライ透析剤2.5 S	4,591円
41) サムスカ錠7.5MG (7.5MG／錠 P T P 10錠×2)	22,620円	76) ゼプリオン水懸筋注100MG シリンジ	43,250円
42) メマリー O D 錠20MG	38,205円	77) ゼプリオン水懸筋注150MG シリンジ	57,000円
43) ロナセン散2 %	61,700円	78) リスパダールコンスタ筋注用50MG	32,381円
44) オフェブカプセル150MG	163,655円	79) ゾシン静注用4.5	18,360円
45) サインバルタカプセル20MG	15,039円	80) ノイアート静注用500単位	22,500円
46) エンシュア・H	5,098円	81) ハプトグロビン静注2000単位「J B」	38,538円
47) タグリッソ錠40MG	316,238円	82) テルモ生食	2,219円
48) トラクリア錠62.5MG	238,000円	83) セボフレン吸入麻酔液	10,860円
49) リーマス錠200	17,775円	84) タコシール組織接着用シート ((4.8CM×4.8CM) 1枚×1枚 (ハーフ))	28,768円
50) プロイメント点滴静注用150MG	65,000円	85) エビリファイ錠6MG	13,633円
51) オブジーボ点滴静注20MG	67,931円	86) エビリファイ散1 %	14,633円
52) オブジーボ点滴静注100MG	330,204円	87) エビリファイ錠12MG	129,543円
53) オノアクト点滴静注用150MG	79,000円	88) イーケプラ錠500MG	17,800円
54) アルツデイスボ関節注25MG	11,850円	89) エビリファイ O D 錠12MG	25,909円
55) ネスブ注射液120 μ G ブラシリンジ	16,800円	90) エビリファイ O D 錠24MG	49,242円
56) フルマリン静注用0.5G	7,877円	91) テネリア錠20MG	14,400円
57) タゾピペ配合点滴静注用バッグ4.5「ファイザー」	14,591円	92) ネキシウムカプセル20MG	12,300円
58) ハロマンズ注50MG	14,283円	93) アレセンサカプセル150MG	168,070円
59) ハロマンズ注100MG	22,766円	94) ラミクタール錠100MG	28,150円
60) アドセトリス点滴静注用50MG	421,915円	95) ビーフリード輸液 (1 L 1キット×10キット)	5,060円
61) リュープリン P R O 注射用キット22.5MG	87,689円	96) 生食注シリンジ「オーツカ」10ML	903円
62) リュープリン S R 注射用キット11.25MG	57,300円	97) ラクテック注	3,570円
63) レミケード点滴静注用100	73,000円	98) エビリファイ持続性水懸筋注用400MG シリンジ	41,637円
64) アバスチン点滴静注用100MG／4ML	37,865円	99) グランシリンジ75	7,250円
65) リコモジュリン点滴静注用12800	34,535円	100) ネスブ注射液10 μ G ブラシリンジ	20,674円
66) 生理食塩液「ヒカリ」 (500ML×20瓶 (広口開栓型))	2,625円	101) ネスブ注射液15 μ G ブラシリンジ	29,354円
67) キンダリー透析剤 3 E	4,094円	102) ネスブ注射液20 μ G ブラシリンジ	37,300円

(103) ネスブ注射液30 μ G プラシリンジ	53,555円	(137) ミダフレッサ静注0.1%	29,758円
(104) ネスブ注射液40 μ G プラシリンジ	66,410円	5 契約の相手方を決定した手続	
(105) ネスブ注射液60 μ G プラシリンジ	9,512円	随意契約	
(106) ランマーク皮下注120MG	41,713円	6 随意契約によった理由	
(107) クラビット点滴静注バッグ500MG/100ML	46,200円	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定による。	
(108) スロンノンHI注10MG/2ML	26,900円	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(109) ハンプ注射用1000	17,500円	(1) 名 称 北海道立病院局経営改革課	
(110) フィニバック点滴静注用0.5G	14,000円	(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	
(111) エンブレル皮下注25MG シリンジ0.5ML	55,450円		
(112) シグマート注48MG	33,500円		
(113) アバスチン点滴静注用400MG/16ML	142,975円		
(114) アクテムラ点滴静注用200MG	41,655円		
(115) ミルセラ注シリンジ25 μ G	5,695円		
(116) ミルセラ注シリンジ50 μ G	10,158円		
(117) ミルセラ注シリンジ100 μ G	18,073円		
(118) ミルセラ注シリンジ150 μ G	25,253円		
(119) テリボン皮下注用56.5 μ G（溶解液付）	9,750円		
(120) 生理食塩液「ヒカリ」（50ML×10瓶（プラスチック））	980円		
(121) スルバシリン静注用1.5G	2,750円		
(122) アリムタ注射用500MG	163,970円		
(123) アリムタ注射用100MG	39,148円		
(124) ヘパリンNA透析用500単位/ML シリンジ10ML「NP」	8,560円		
(125) ノルディトロピンフレックスプロ注10	80,678円		
(126) タコシール組織接着用シート（（9.5CM×4.8CM）1枚×1枚（レギュラー））	53,200円		
(127) ベリプラストPコンビセット組織接着用	32,000円		
(128) 生食溶解液キットH	1,370円		
(129) ペルジピン注射液10MG	5,585円		
(130) ボナロン点滴静注バッグ900 μ G	4,000円		
(131) シナジス筋注液50MG	71,113円		
(132) シナジス筋注液100MG	140,775円		
(133) フルデカシン筋注25MG	6,720円		
(134) 1%プロポフォール注「マルイシ」	855円		
(135) カーボスター透析剤・L	2,040円		
(136) ニフレック配合内用剤	9,430円		